

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、OA機器サービス会社において、エンジニアとして保守点検業務に従事していたが、コールセンター部門に異動した。平成〇年〇月頃から、上司のパワーハラスメントを受けたとして精神的に不安定となり、〇クリニックを受診したところ、「うつ病」と診断され、通院しながら療養を続けていた。

その後、不良品の返品業務部門に異動したが、頭痛、めまい、吐き気等の症状が現れたため、再度、〇クリニックを受診したところ、「うつ病」と診断された。

請求人は、業務上の事由により精神障害を発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

監督署長が、発病時期を平成〇年〇月と判断したのは誤りであり、うつ病が再発した時期をもって判断すれば、業務上の理由により発病したものであることは明らかである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

・ 休憩時間における携帯電話の使用について、上司から注意を受けたことは、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、心理的負荷の強度の修正は必要ない。

・ 出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷についてみると、長時間労働はなく、特段評価すべきものはない。

よって、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」である。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び个体側要因の評価

業務以外及び个体側要因は、不明である。

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、請求人に発症し

た精神障害は、業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

また、請求人は、うつ病が再発した時期を発症時期とするよう主張するが、この時期の症状について、労災保険法上の再発と認めることはできない。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

・ 休憩時間中に携帯電話を使用して上司から注意されたことは、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、これを修正すべき特段の理由はない。

・ 出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷については、特に評価すべきものはない。

よって、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷は不明である。

個体側要因について、請求人の精神障害を発病させるおそれのある程度の考慮すべき事項は認められない

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、請求人に発症した精神障害は、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。